



年度末や年度初めは転入や転出などの手続きで、窓口が大変混雑します。 仕事などで平日に手続きできない人への対応や窓口の混雑緩和のため、 臨時窓口を開設します。

3月30日(土)·4月7日(日)

役場各窓口(子育て応援課の手続きも役場1階臨時窓口で行います)

限定しています マークのついている業務は、住民

問い合わせ先	取 扱 業 務
住民課 ☎0561-56-0731	★住民異動 (東郷町への転入、町内転居、町外への転出、世帯変更等)の手続き ※他市町村への確認が必要な異動、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを利用した 特例の転入は除きます。
	・印鑑登録 ・各種証明書(住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本など)の取得【広域交付を除く】 ・マイナンバーカードに関する手続き
健康保険課 ☎0561-56-0738	 ★国民健康保険の資格取得、喪失、変更の手続き ★後期高齢者医療保険の手続き ★子ども医療、障がい者医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療、精神障がい者医療、自立支援医療の各種申請 ※その他機関への確認が必要となる場合は、取扱いできないことがあります。
高齢者支援課 ☎0561-56-0735	★介護保険の資格取得、喪失、変更の手続き(手続きは健康保険課窓口で行います。)
子育て応援課 ☎0561-56-0736	★児童手当、児童扶養手当、愛知県遺児手当、東郷町遺児手当の住民異動に伴う手続き
学校教育課 ☎0561-56-0752	★転校、保護者変更の手続き ※3月30日のみ実施



東郷町公式 LINE











Catalog Pocket いつでもどこでも気軽に読める!











